

会計の観点からのコーポレート・ガバナンス

大東文化大学経営学部教授

田中 恒夫

1. 会計不信

本稿では、会計・監査について2001年末から2002年夏にかけてのアメリカで発生した会計をめぐる出来事を、コーポレート・ガバナンスの観点から論及する。

2001年末に発生したエンロン社の倒産および同社監査人アーサーアンダーセンが同社監査調書を破棄したことを2002年始めに発表したことから、同社の倒産を巡って深い疑惑が徐々に明らかになってきた。そこでは、SPEを複雑に利用した連結はずし、従業員への自社株買いの推奨の一方で経営陣による持ち株売却による巨額収入、有名人を含む社外取締役の無機能化、監査人による監査調書の破棄が行われるなど監査人のモラルの低下など、全米第6位の巨大エネルギー会社の倒産は、会計・監査におけるあらゆる問題を表面化させた。

その後、2002年に入って続々多くの会社で不正な会計をめぐる報道が相次いだ。そして7月21日に至り全米第2位の通信会社ワールド・コムが連邦破産法を申請するに至り、会計不信は、企業社会をめぐる信頼の危機とまで呼ばれるようになった。

こうした不正会計の事例を紹介すれば表1、のようである。このような不正会計をめぐっては、不正会計のチェックを怠った監査人については監査業務よりも収益性の高いコンサルティングに力を入れ監査はそうした仕事を取るために疎かにされたのではないかとの批判が強くなされた。こうした収入の実態がどうかを見るため表2、のような報道も行われた。このコンサルティングの問題は1961年公表のマウツ・シャラップの「監査理論の構造」⁽¹⁾当時より論点とされてきたものである。2000年6月のSECの「監査人の独立性規則案」⁽²⁾でもこの点の改正を意図したが会計士業界の反対で実現しなかった。

また、エンロンによるSPEの連結外しをめぐって会計ルールの不備が指摘され、詳細なルールブック形式での会計規則が返って抜け穴探しを助長し本来の会計実態を捉えることに失敗していると批判された。また、会計規則を定めるFASBもスポンサーに弱くてそうした政治力に屈しているとの批判も聞かれた⁽³⁾。

さらに、いくつかの企業不祥事をめぐっては⁽⁴⁾、経営者が企業を私物化し、そうしたトップの暴走を取締役会などでもブレーキをかけることが出来なかつたことに対する批判も数多くなされた。また、ストック・オプションによるお手盛りの高額報酬も経営者不信を助長した。

また、行政・政府部门についてもSECのピット委員長について、彼は委員長に就く前には大手会計事務所の顧問弁護士に就任しており、また、ゼロックス社の不正会計疑惑の最中に同社担当のKPMG首脳と極秘会談をしていたことが発覚するなど、不正会計を取り締まる行政府の長としての適格性が問題とされていた。尚、同氏については、その後成立したサーベンス・オックスリー法

(S・O 法、通称企業改革法と呼ばれる。)により設置が決まった、公開会社会計監視委員会(PCAQB)の委員長にウェブスター元FBI長官を選任したが同氏は証券詐欺容疑会社の監査委員であったことを他の委員に知らせずに選任したとして、その不手際を批判され11月に入って辞任した。また、PCAQBのウェブスター氏も続いて辞任している。

また、ブッシュ大統領自身についても12年前のハーケン・エネルギー社の取締役であった当時会社より融資を受け自社株購入後短期間に売却益を出して処分(90年)して、その届出を株が下落していた91年2月に出した、として、即時届け出の義務に反しているとして批判された。また、倒産したエンロンより多額の政治献金を受けていたことから、同社への便宜供与があったのではないかとの疑惑を抱かれた。さらに、チェイニー副大統領がエンロンに再三会っていたことが明らかとなつておりこのこともその疑惑を深めた。また、チェイニー氏自身も副大統領就任までハリバートン社のCEOを勤めており同社株式を高値で売り抜けたインサイダー疑惑および同社について不正会計があるのではないかと疑われSECがなお調査中である。

また、証券アナリストについては多くの破綻会社について、その破綻の直前までそれら会社の株式を買い推奨していたなど、本来投資家のために公正な意見が期待されているにも拘らず、むしろ自分の属する証券会社の営業目的のため或いは自身の個人的利益のため正しい意見表明をしていない、と批判された。格付け機関についても破綻直前までその格付けを変えないなどその機能を發揮していないと批判された。

このように、不正会計を行う会社並びにその経営者、チェックを行う監査人、行政機関、アナリスト・格付け機関などの関係者はみんな信用できないとして、会計不信ひいては、信頼の危機と呼ばれる状況が年初から7月にかけて大々的に報じられた。

表1 不正会計の事例

報道された不正事例のいくつかを紹介すれば次のようにある。

(米) エンロン (AA) 2001. 12. 2. 連邦破産法申請

10. 16 エンロン過年度決算の修正減額 (SPE取引等7億ドル)

11. 8 ダイナジーと合併交渉：過年度決算修正 (自己資本減12億ドル)

10 ダイナジー、エンロン買収検討

19 エンロン、SPE関連利益5年分再修正

29 ダイナジー買収撤回、格付け引下げ (投資不適格)

12. 2 エンロン、破産法申請 (総資産600億ドル)

デリバティブ駆使、SPEによる連結外し、取締役会機能せず

(アンダーセン司法妨害有罪 罰金50万ドル 10/16)

10/24 ファストウ前CFO逮捕

ワールド・コム (AA) 前CEOエバース 4/20取締役会決議で解任

6/25 2001年以降38億ドル (4,560億円) 利益水増し公表

回線使用料 (費用) を (設備投資) 資産に計上 (1年半)

7/21 破産法申請 (総資産1,070億ドル)

8/1 CFOスコット・サリバン、経理部長デビット・マイヤーズ逮捕

8 / 9 新たに粉飾33億ドル (4,022億円) 累計71.82億ドル (1999年以降)
11 / 5 粉飾総額90億ドル超と公表

ゼロックス社 (KPMG → PwC)
5年間で64億ドル (7,600億円) 水増し (リース料収入の前倒し)

グローバル・クロッシング社 (AA)
相互取引による売上の50%過大計上 (未使用通信回線) … 1/28破綻

クエスト・コミュニケーションズ (AA) (7/10司法省より捜査)
グローバル・クロッシングとの通信回線空き容量を
相互売買で利益 ↑ 架空計上14億ドル (最大)
$$\begin{cases} 1999 \sim 2000. 6 & 13. 2 \text{ 億ドル売上計上} \\ 2000. 7 \sim 2001. 12 & 9. 5 \text{ 億ドル売上計上} \end{cases}$$

ブリストル・マイヤーズ社
不適切奨励策による売上かさ上げ 10億ドル ?

ダイナジー
CMSエナジー
エンカナ
エクセルエナジー
リライアント・
リソーシーズ

エネルギー 5 社、電力、ガスの供給相互取引
(売上のかさ上げ)

タイコ・インターナショナル……前 CEO デニス・コズロウスキ脱税、
会社資金流用の疑いで起訴

↓

社外取締役に便宜供与：批判の芽をつんでいた
アデルフィア・コミュニケーションズ……創業者一族へ23億ドルの債務保証
6月同社破綻

9/23 前 CEO 起訴 同社デロイトを提訴 (11/7)

ルーセント・テクノロジー……機器販売代金を前倒しで売上に計上
ハリバートン社……受注売上計上基準 (SEC 調査中)

ジェムスター・TVガイド社……滞納先へ売上計上

ウェスト・マネジメント社……17億ドルの粉飾

不正事例

(米以外)

(仏) ビベンディ・ユニバーサル社 (仏・米証取委) 2001年度再調査 (公表)

表2 会計事務所への支払報酬

会計事務所が監査以外（主としてコンサルティング）の業務に熱心で、監査を手抜きしているのではと疑われた。その報酬の実情はつぎのように報道された。

米主要企業が会計事務所に払った報酬

| 社 名 | 監査 (百万ドル) ① | 監査以外 (百万ドル) ② | 倍 率 (②／①) |
|----------|----------------|------------------|--------------|
| | | | |
| マイクロソフト | 4. 7 | 14. 7 | 3. 1 |
| エクソンモービル | 17. 7 | 69. 1 | 3. 9 |
| ウォルマート | 2. 7 | 6. 3 | 2. 3 |
| ファイザー | 8. 4 | 25. 5 | 3. 0 |
| ジョンソン | 9. 0 | 57. 8 | 6. 4 |
| I B M | 12. 2 | 41. 7 | 3. 4 |
| コカ・コーラ | 5. 0 | 23. 9 | 4. 8 |
| シスコ | 1. 8 | 16. 8 | 9. 3 |
| S B C | 3. 0 | 18. 7 | 6. 2 |
| ベライゾン | 5. 1 | 13. 4 | 2. 6 |
| バンカム | 14. 0 | 60. 2 | 4. 3 |
| ホーム・デポ | 1. 2 | 5. 0 | 4. 2 |

(注) 各社公表の直近の通期ベースの実績、会社によって決算期は異なる。

社名は一部略称。(6/10 日経M17)

2. コーポレート・ガバナンスをめぐる主要な動向

「コーポレート・ガバナンスとは、会社をあずかる経営執行者がその責めを全うすることを確保する仕組みである。」と日本コーポレート・ガバナンス委員会は定義している⁽⁵⁾。ここでは、大規模

公開会社の経営に対する有効な監視・監督のあり方のうち、主として、会計・監査に関する面から論及してみよう。

最初に監査委員会に匹敵する非執行役員を構成員とする委員会の必要性を述べたのは、1940年12月のSEC連続通牒19号である⁽⁶⁾。マッケソン・ロビンス社の大規模粉飾決算の調査の結果、監査人の独立性確保の観点からSECが勧告したのである。その後、しばらくこの問題は大きく取り上げらなかつたが、1960年代になると不況・倒産とともに監査人への訴訟事件も頻発してきた。そうした中で、AICPAは、1967年7月に監査人を任命し監査業務を討議する社外取締役による委員会（監査委員会）を設置することを勧告した⁽⁷⁾。これ以降、SECおよびニューヨーク証券取引所（NYSE）の関心が高まって助長・促進された。1972年3月SECは連続通牒123号を出し「すべての上場会社は、社外取締役により構成される監査委員会を設立せよとの勧告を支持する。」と発表し、1973年4月NYSEは「上場会社は、3－5人の社外取締役で構成する監査委員会の設置を強力に勧告する」とした。1974年、SECは会計連続通牒165号で委任状勧誘規則を改正し、監査委員会の存否とその構成内容を開示することを要求し、1977年3月にNYSEは、すべての上場会社は1978年7月までに監査委員会を設置すべしとする規則に改正した。その間にウォーターゲート事件（73－76）など不祥事が頻発している。

イギリスにおいては、いくつかの破綻・不祥事を受けて、1992年にキャドベリー委員会報告「コーポレート・ガバナンスの財務的側面」⁽⁸⁾が公表され、その後グリンブリー委員会報告・ハンペル委員会報告、そして1998年のロンドン証券取引所の統合規定という形で、コーポレート・ガバナンス・ルールが取引所の規定に取り入れられている。

アメリカでは、1998年SEC委員長アーサー・レビットによる講演「ザ・ナンバーズ・ゲーム」で不正会計問題が提起され、1999年にNYSEは、監査委員会は3名以上全員社外取締役によることとする規則強化を図った。SECは、監査人についてもコンサルティングを禁止しようとしたが実現できなかつたのは、前述したところである。

そして、2002年のエンロンに始まる不正な会計をめぐる一連の事件から会計不信・株価暴落を招いたことに対し、アメリカ議会および中間選挙を控えたブッシュ政権は、不正会計を防止・発見するために企業改革法を急遽2002年7月30日に成立させたのである。以上の経過は表3に示している。

表3 コーポレート・ガバナンスをめぐる主要報告等

（大規模公開会社の経営に対する有効な監視・監督のあり方）

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 1932年 | バーリ&ミーンズ "現代企業と私有財産"経営者支配 |
| 1933年4月 | 証券諸法成立（監査制度スタート） |
| 1938年 | マッケソン・ロビンス事件、SEC通牒19号“監査委員会”を提案 |
| 1970年代 | ウォーターゲート事件（73－76）、ペンセントラル鉄道倒産（74） |
| 1977年 | 海外不正支出防止法（FCPA） |
| 1978年 | NY証取：監査委員会要求（コーポレート・ガバナンス） |

| | |
|----------|--|
| | アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンス」試案着手 |
| 1980年代 | 敵対的 M&A の時代（経営の規律と誤りの制裁手段） |
| 1994年 | アメリカ法律協会：「コーポレート・ガバナンスの原理・分析と勧告」公表 |
| 1992年 | (英) 企業破綻・不祥事をうけてキャドベリー委員会報告「コーポレート・ガバナンスの財務的側面」 |
| | ポリー・ペック事件 BCCI 事件 マックスウェル事件 } 破綻・不祥事 |
| 1995年 | (英) グリーンブリー委員会報告「勧告」(取締役報酬) |
| 1998年 | (英) ハンペル委員会報告「コーポレート・ガバナンス委員会」 |
| 1998年 | (英) 統合規程：ロンドン証取 |
| 1990年代 | (米) 機関投資家の活発化 (カルパース、教職員退職年金基金 etc) |
| 1998年 9月 | SEC 委員長講演"ザ・ナンバーズ・ゲーム"不正会計問題 |
| 1999年 | ブルーリボン委員会勧告「監査委員会」の強化 SEC 「監査委員会の報告」を要求 NY 証取「監査委員会」(3名以上全員社外) 要求 AICPA 「監査基準」 OECD 「コーポレート・ガバナンス原則」公表 |
| 2000年 6月 | SEC 「監査人の独立性規則案(原案)」提案 ⇒ 業界反対 |
| 11月 | SEC 「監査人の独立性規則」制定 (業界の要望を入れて緩やかな案) |
| 2002年 7月 | 企業改革法成立 |

(注) 監査委員会をめぐる動き

| | |
|--------|---|
| 1940年 | SEC 連続通牒19号「監査委員会」を提案 (マツケソン事件の反省) |
| 1960年代 | 多数企業倒産・訴訟多発 |
| 1967年 | AICPA 監査委員会の設置提案 |
| 1972年 | SEC 連続通牒123号 監査委員会の設置支持 |
| 1973年 | NYSE 監査委員会設置を勧告 |
| 1974年 | SEC 連続通牒165号 委任状勧誘規則改正 (監査委員会の存否とその構成内容の開示要求) |
| 1977年 | NYSE 独立の監査委員会設置要求 |

3. 企業改革法の概要

2002年7月30日に成立した企業改革法の概要はつぎの通りである⁽⁹⁾。

1. 公開会社会計監視委員会 (PCAOB)

1. PCAOB の新設
2. 任務：
 - 公開企業の監査を監視
3. 具体的業務
 - ① 監査会計事務所の登録
 - ② 監査基準、品質管理基準、倫理基準、独立性基準等の設定
監査基準
 - ・ 監査調書等 7 年保存要求
 - ・ 内部統制の監査報告書への記載

(テスト範囲、発見事項、評価、欠陥)
 - ③ 登録会計事務所の検査
 - 100社超毎年、その他 3 年に 1 度
 - ④ 登録会計事務所等の調査・懲戒処分
 - 登録取り消し・罰金・戒告
 - ⑤ 外国会計事務所
 - アメリカへの上場企業の監査を行う事務所はこの法の対象となる。
 - ⑥ SEC による PCAOB の監視
 - ⑦ 会計基準
 - 多数決での決定
 - 細則主義ルールから原則主義ルールへの変更の研究
 - ⑧ 資金
 - PCAOB および FASB の資金は上場企業からの会計サポートフィーおよび会計事務所の登録料

2. 監査人の独立性

- ・ 次の非監査サービス同時提供の禁止
 - ① 記帳サービス
 - ② システムの設計・運用
 - ③ 鑑定評価サービス
 - ④ 保険数理サービス
 - ⑤ 内部監査アウトソーシング
 - ⑥ 経営・人事管理業務
 - ⑦ ブローカー・ディーラー・投資アドバイザー
 - ⑧ 法務サービス
 - ⑨ その他 PCAOB が禁ずるサービス
- ・ 事前の監査委員会の承認ある時のみ税務を含む上記以外の業務可
 - ……定期報告書の中で投資家に報告

- ・ パートナーの 5 年毎ローテーション
- ・ 会計事務所のスタッフが関与先の CEO・CFO 等となっている会社は監査不可（1年間）

3. 会社の責任

- ・ 監査委員会
 - ・ 登録会計事務所の任命、報酬、作業、監視の責任
 - ・ 経済的、身分的独立性（全員）
 - ・ 会計、監査問題（苦情の処理、従業員の告発）を扱う手続の確立
 - ・ これら規定に従った監査委員会をもたない企業の上場禁止
- ・ 筆頭執行役員及び筆頭財務担当役員による財務諸表の適正性証明（含内部統制）（302）
- ・ 会計士への不当圧力の禁止
- ・ 不正行為による会計上の修正再表示をした CEO、CFO の公表後 1 年分報酬の返還
- ・ 年金ファンド売買禁止期間中の取締役、執行役員の有価証券売買禁止
- ・ 弁護士の投資家保護のルールの制定
- ・ 証券諸法違反犠牲者救済の返還ファンドの創設

4. 財務情報開示の強化

- ・ 定期的報告書の強化
 - オフバランス取引、非連結企業との取引等の開示
 - プロフォーマ情報の改善
- ・ 役員へのローンの禁止
- ・ 取締役、役員、10%超株主の株式数について登録時及び取締役、役員となった日から10日以内に、また株式数の変更後 2 日以内の届出
- ・ 経営者による内部統制報告書と登録会計事務所による証明（404(a)(b)）
- ・ 上級財務担当役員（CFO、コントローラー等）の倫理規則の採用の有無
- ・ 監査委員会に少なくとも 1 人の財務の専門家を含めること、その有無の開示
- ・ SEC による上場企業のレビューの改善（3 年に 1 回は行うこと）
- ・ リアルタイムディスクロージャーの促進

5. アナリストの利益相反

- ・ アナリストの独立性の確保
 - ディーラー部門等によるリサーチレポートの許可・承認の制限
 - ディーラー部門役員によるアナリストの監督、報酬査定の制限
 - アナリストへの投資銀行部門からの圧力からの隔離策の確立
- ・ アナリストのリサーチレポート中での利益相反の開示（報告会社株式の保有等）

6. SEC の財源と権限

- ・ SEC 予算の増額（\$ 776M）
- ・ SEC の譴責権
 非倫理的で証券諸表違反を扇動した人物（弁護士、会計士等）を SEC 業務を行うことを認めないとする譴責を SEC は行う

7. 研究と報告

次に関する研究報告をそれぞれの機関に求めている

- 会計事務所の合併の影響—GAO
- 格付機関の役割りと機能—SEC
- 証券諸法違反事項の調査と報告—SEC
- SECが過去5年に実施した報告要件違反処分のレビュー—SEC
- 投資銀行等の会社の利益操作への加担—GAO

8. 企業不正及び刑事詐欺の責任

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 捜査書類の破棄改ざん | 20年の禁固、罰金、併科 |
| 監査調書破棄（5年内） | 10年　"　"　" |
| 証券詐欺 | 25年　"　"　" |
| 証券諸法違反訴訟期間 | 違反発見後2年以内又は違反後 5年以内のいずれか早い方（延長） |
| 内部告発者の保護 | |

9. ホワイトカラー犯罪刑罰の強化

- 刑事詐欺謀議者の罪……犯罪を行ったと同じ刑罰
- 郵便・通信詐欺罪……20年の禁固刑
- 退職所得保護法違反……10年の禁固刑、罰金、併科
- 定期財務報告の適正性証明（CEO・CFO 適正性宣誓書）（903）
 - 要件に不適合を知って証明した者……10年の禁固刑、
 罰金（100万ドル）、併科
 - 故意に虚偽証明した者……20年の禁固刑、罰金（500万ドル）、
 併科

10. 法人税申告書

CEO サイン好ましい（上院）

11. 企業不正及び説明責任

- 記録の改ざん、公的処分妨害……20年の禁固刑、罰金、併科
- 証券諸法違反容疑者への支払差止（SEC）……45日間

証券諸法違反者で上場会社の役員に不適当者……役員就任禁止（SEC）

証券諸法違反の刑罰の引き上げ……禁固20年（旧 10年）、併科、

罰金 自然人 500万ドル（旧 100万ドル）

それ以外 2,500万ドル（旧 250万ドル）

密告者への報復罪……10年の禁固刑、罰金

4. わが国における今後の課題

以上、主としてアメリカにおける最近の動向について述べてきたが、わが国においてはこうしたアメリカの状況を受けていくつかの見直しを求められよう。金融審議会公認会計士制度部会は、「公認会計士監査制度の充実・強化」という答申を2002年12月に公表し、そこでは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに監査を巡る制度の整備が必要と述べ、監査人による被監査企業への非監査業務の同時提供の禁止、関与社員の交代制の法定化（5年又は7年）、公認会計士の質・量の確保（専門研修の義務化、試験制度改革、会計士数5万名へ）、監査人への公的監視の強化（公認会計士審査会）等を提言している。

さらに、国際会計基準については、EU、オーストラリア、ニュージーランドがすでにその全面採用を決め、また、アメリカも2002年10月29日に、IASBとFASBで統合化プロジェクトに合意（ノーウォーク合意）し急ピッチで一本化の作業を開始している⁶。わが国も国際会計基準への抜本的見直しが迫られている。

コーポレート・ガバナンス・ルールとしての商法もアメリカ型を指向した改正が2002年5月に成立したが、そのアメリカで企業改革法によりさらに厳しい規定としているので、こうした点の見直しも今後の課題となろう。

■注■

1 “The Philosophy of Auditing” R.K.Mautz & Hussen A. Sharaf. AAA

邦訳“監査理論の構造”近澤弘治監訳 中央経済社 昭和62年11月 pp.294-313

2 拙稿「監査委員会の機能と独立監査人」 中央大学 経理研究 第44号参照

3 こうした批判に対して、サーベンス・オクスリー法は、108条(d)(1)で細則主義（rule based）会計から原則主義（principles based）会計の採用についての研究をSECに求め、また、FASBの資金についても同法109条で各公開会社からのサポートフィーを徴収するとしてこうした圧力を緩和する方策を示している。

4 タイコ・インターナショナル、アデルフィア・ミニケーションズ、エンロンなどに見られる。

5 「改定コーポレート・ガバナンス原則」日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム、日本コーポレート・ガバナンス委員会編 商事法務 NO.1612. P..11

6 拙稿 前掲書 p45

7 Harold M. Williams “Audit Committees-The Public Sector's View”

The Journal of Accountancy, September. 1977 pp71-72

- 8 拙稿「コーポレート・ガバナンスと内部統制」中央大学商学論纂 第41巻2号 pp171-202
参照
- 9 本法の詳細については、拙稿「アメリカの会計不信とその対応」大東文化大学 経営論集 第5号 参照
- 10 山田辰巳「IASB と FASB のノーウォーク合意について」企業会計 Vol.55 No.2 pp81-87